

# 委託業務処理要領

## 1 業務名

せたな警察署庁舎敷地除雪業務

## 2 使用機械・除雪作業員

本業務に使用する機械・作業員は一切乙の負担とし、業務処理に当たって使用する機械は、原則として、次の基準によるものとする。

- ・ トラクタショベル（ホイール型、1.5㎡以上、Vプラウ付）
- ・ トラクタショベル（ホイール型、1.8㎡以上、スノーバケット付）
- ・ ダンプトラック（積載10 t 級）

## 3 稼働見込時間

除雪機械等の名称	規 格	稼働見込時間
トラクタショベル	ホイール型 1.5㎡以上 Vプラウ付	9 時間
トラクタショベル	ホイール型 1.8㎡以上 スノーバケット付	11 時間
ダンプトラック	積載10 t 級	10 時間

## 4 除雪の範囲

下記の場所の別図に示した区域とする。

- ・ 久遠郡せたな町北檜山区徳島4番地17 せたな警察署庁舎敷地

## 5 除雪時間及び方法

- (1) 除雪は、おおむね15cm以上の降雪があった場合、委託者からの要請に基づき実施し、原則として、午前8時までに来庁者の通行及び車両の通行・駐車に支障ない状態に除雪すること。
- (2) 上記(1)に定めるほか、委託者からの要請があった時は、除雪をすること。この場合の作業日程は、委託者と協議のうえ行うこと。

## 6 排雪の場所

除雪した雪は、敷地内の指定場所に堆積させ、雪の堆積量が多量となって、置き場所がなくなり、排雪が必要と判断したときは、業務担当員と協議し、せたな町が指定した雪捨て場へ運搬して投棄すること。

## 7 業務の報告

### (1) 作業日報

受託者は、業務終了後、その都度、別紙1「除雪作業日報」を2部作成し、せたな警

察署勤務職員の確認を受け、その1部を確認者に提出するものとする。

(2) 実績報告書

受託者は、1ヶ月間の作業実績について翌月速やかに、別紙2「実績報告書」を作成して業務担当員に提出するものとする。

8 その他

この業務処理に当たっては、業務担当員と十分に打合せを行い、警察業務に支障を与えないよう下記の事項について十分注意すること。

- (1) 機械器具の取扱いには十分注意し、建物・工作物・備品・車両等に損傷を与えないこと。損傷を与えたときは、受託者の負担にて復旧すること。
- (2) 業務の処理に際しては、通行人等に傷害を与えないようにすることは勿論、作業員の労災事故の防止にも十分配慮すること。

別図

# せたな警察署庁舎敷地除雪区域

## ◎ 除雪面積

① 除雪場所①

$$39 \times 25 = 975 \text{ m}^2$$

② 除雪場所②

$$18 \times 4 = 72 \text{ m}^2$$

③ 除雪場所③

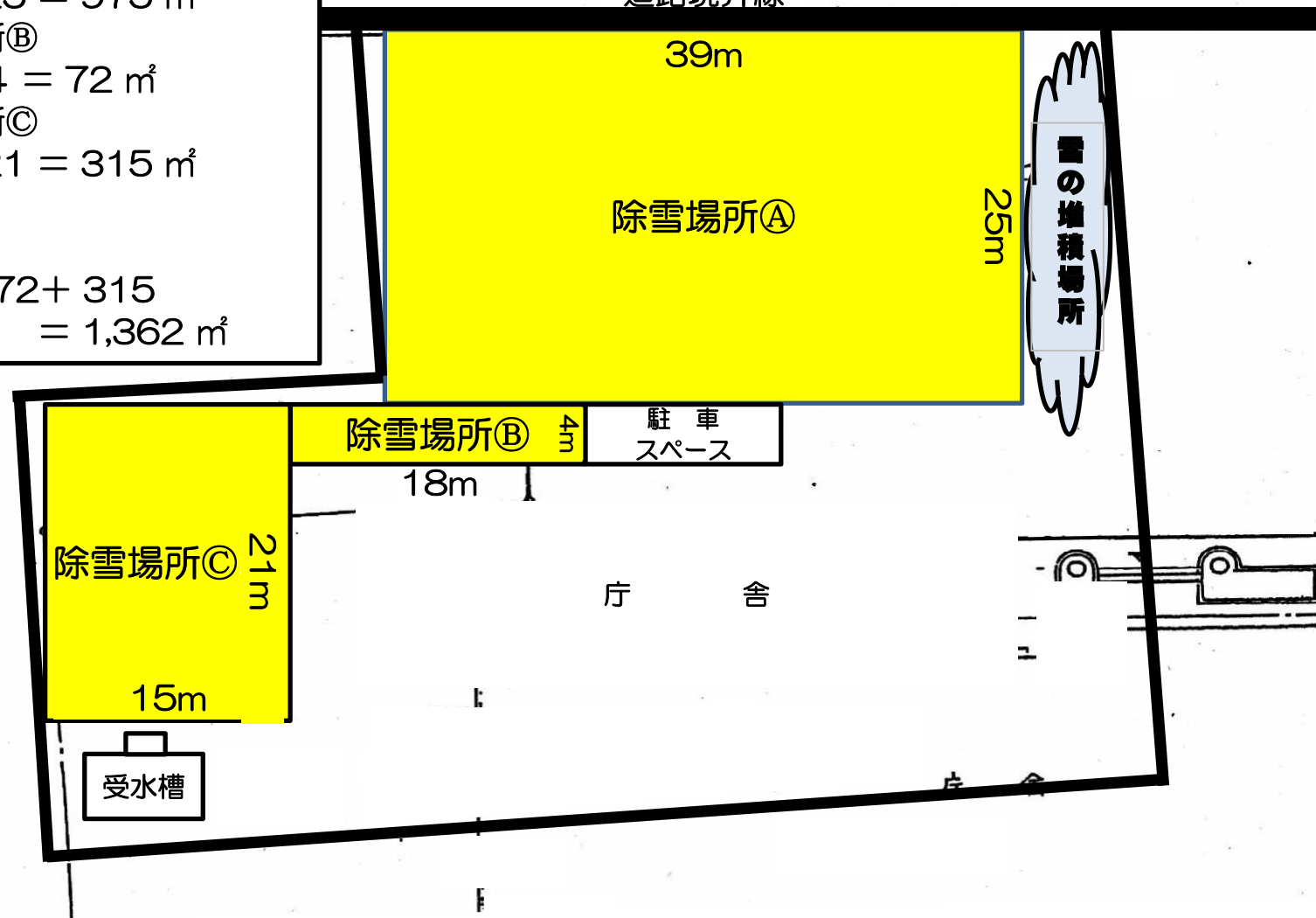
$$15 \times 21 = 315 \text{ m}^2$$

∴ 合計

$$975 + 72 + 315 = 1,362 \text{ m}^2$$

道道345号線（矢淵東瀬棚停車場線）

道路境界線



業務名	せたな警察署庁舎敷地除雪業務
-----	----------------

## 除 雪 作 業 日 報

令和 年 月 日 ( 曜日 ) 天候

作業従事者

除雪機械の名称	作業内容	台数	開始確認印	稼働時間 (開始・終了)		終了確認印	延 時 間
トラクタショベル (1.5m <sup>3</sup> 以上) Vプラウ付	敷地除雪	台		時 分 時 分	時間 分		時間 分
		台		時 分 時 分	時間 分		
		台		時 分 時 分	時間 分		
トラクタショベル (1.8m <sup>3</sup> 以上) スノーバケット付	敷地除雪 積雪運搬	台		時 分 時 分	時間 分		時間 分
		台		時 分 時 分	時間 分		
		台		時 分 時 分	時間 分		
ダンプトラック (10 t 級)	積雪運搬	台		時 分 時 分	時間 分		時間 分
		台		時 分 時 分	時間 分		
		台		時 分 時 分	時間 分		

注 作業内容欄は、該当する箇所を○で囲むこと。

履行確認 令和 年 月 日

確 認 者 (職・氏名)

# 実 績 報 告 書

令和 年 月 日

せたな警察署長 様

受託者

業務名 せたな警察署庁舎敷地除雪業務

上記業務の令和 年 月分実績について、次のとおり報告します。

## 記

機 械 名 称	延稼働時間	前 繰 越 時 間	計	当 請 求 時 間	翌 繰 越 時 間
トラクタショベル (1.5m <sup>3</sup> 以上) Vプラウ付	時間 分	分	時間 分	時間	分
トラクタショベル (1.8m <sup>3</sup> 以上) スノーバケット付	時間 分	分	時間 分	時間	分
ダンプトラック (10 t 級)	時間 分	分	時間 分	時間	分

※ 当月の稼働時間の合計に1時間未満の端数が生じた場合は、翌月に繰り越すこととし、最終月は、契約書第2条第1項第2号に基づき処理するものとする。

確認者 所 属  
職・氏名